



平成 21 年 6 月 25 日

各 位

上場会社名 アルプス電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 片岡 政隆
(コード番号 6770 東証第1部)
問合せ先 CSR部長 永田 一郎
TEL (03)3726-1211(代表)

第 76 回定時株主総会における議案の一部否決についてのお知らせ

当社は、本日開催の第 76 回定時株主総会において、上程した議案のうち、その一部が否決されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 第 1 号議案「定款一部変更の件」

(1) 決議結果

有効に行使された議決権個数のうち、本議案への賛成が 3 分の 2 以上に満たなかったため、否決されました。

(2) 議案の要旨

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことを受け、当社の定款上不要となりました規定等についての削除等、形式面を中心とした所要の変更を諮ったものです。

なお、この変更案に関するご反対の中には、株式取扱規則に係る定款変更により株主の権利行使が当社取締役会によって制限される懸念があるというご指摘がございました。しかしながら、当社としましては、株券の電子化に伴い、株式取扱規則の定めのうち株券に関する規定がなくなり、株主の権利行使手続きが同取扱規則の定めを中心となりましたことに伴い、その実態に定款の表現を合わせるための文言を追加したに過ぎず、株主の権利行使を当社取締役会によって制限することを意図したものではありません。

(3) 本議案が否決されたことに関する影響について

当社定款のうち、所謂株券電子化に伴って変更が必要な規定は、上記法律の施行により廃止したものとみなされ、又は無効となっており、株主の皆様には不利益が生じることはありません。

(4) 今後の対応

「決済合理化法」の施行に伴い、定款に定めがあるものとみなされる事項、および施行に伴う所要の用語や表現方法につきましては、現行の定款にその定めがあるものとみなし、または読み替えて運用させていただきます。なお、株券の電子化に伴う定款の変更が必要であることに変わりはないため、次回の株主総会等にて株主の皆様にご理解を得られるよう努めたいと考えております。

(5) 関連資料

平成 21 年 5 月 21 日付「定款の一部変更に関するお知らせ」

以 上